

生活保護のしおり

〈生活保護を受けている方のために〉

この「しおり」には、生活保護制度について、知っておいていただきたいことや手続について書いてありますので必ず読んでください。

※ この「しおり」は、生活保護を受けている間、利用しますので、大切に保管してください。

- | | | |
|------------------|-------|----|
| 1 生活保護とは | | P1 |
| 2 生活保護の種類と仕組み | | P3 |
| 3 生活保護を受けたら | | P6 |
| 4 生活保護を受ける方の権利 | | P6 |
| 5 生活保護を受ける方の義務 | | P7 |
| 6 病院に行くとき | | P8 |
| 7 介護サービスを受けるとき | | P8 |
| 8 保護費の返還と費用徴収・罰則 | | P9 |
| 9 海外渡航について | | P9 |



沖縄県八重山福祉事務所 福祉班

〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里438-1番地
TEL 0980-82-2330
FAX 0980-83-5949

●生活保護とは●

生活保護は、生活に困っている国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、将来に向けて自立した生活が送れるよう支援することを目的として、国が日本国憲法第25条や生活保護法に基づいて行う制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

《生活保護を受けるために》

生活保護は、資産、能力、その他あらゆるものを活用することを要件として、必要な保護が行われます。

①資産の活用

利用できる資産(生活必需品以外の不動産、預貯金、自動車、生命保険、貴金属、船舶等)は全て生活費に充ててください。

※ なお、住居用の不動産は原則として保有が認められます。また、個別の事情により、自動車、オートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合がありますので、ご相談ください。



②能力の活用

世帯の中で働ける人は、能力に応じて働いて収入を得てください。ただし、病気や障害、その他の理由で働けない人は、その課題解決(療養専念や就労支援)を優先とします。



③他方他施策の活用

生活保護法以外の法律、制度などで利用できるものや支援が受けられるものは全て活用してください。(年金、手当、失業給付金、傷病手当金、労働者災害補償金など)



④扶養義務者からの援助、扶養照会について

夫婦、親子(離婚後の子の父、母も含む)、兄弟姉妹など民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、生活保護に優先して、受けてください。この意味するところは、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではありません。

また、「扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者(★)」には扶養照会を見合わせることもできるため、事前にご相談ください。



(★)「扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者」の例

- 長期入院患者、いわゆる専業主婦、概ね70歳以上の高齢者等
- 著しい関係不良の場合等特別な事情がある場合
 - ・当該扶養義務者に借金を重ねている
 - ・当該扶養義務者と相続をめぐる対立している
 - ・縁が切られている
 - ・当該扶養義務者と10年程度音信不通である等交流が断絶していると判断される場合
- DV(家庭内暴力)や虐待等の経緯がある者 など



●生活保護の種類と仕組み●

1 保護の種類

生活保護には、次の9つの扶助があり、届け出や申請により必要に応じて扶助を受けることができます。

①生活扶助

生活を営むための食費や
光熱水費等の費用



⑤介護扶助

介護サービスのための費用



②住宅扶助

家賃、地代のための費用
(家屋補修費・転居の際の
敷金を含みます。)



⑥出産扶助

お産のための費用



③教育扶助

義務教育のための費用



⑦生業扶助

仕事を始めるときや資格を
とるための費用・高校等
就学費



④医療扶助

病気治療のための費用
(治療材料・移送費・柔道
整復を含みます。)



⑧葬祭扶助

お葬式のための費用
(葬儀を行う方の申請が
必要です。)



⑨一時扶助

一時的な需要のための費用(被服費(紙おむつ・新生児被服費等)・家具什器費・移送費・入学
準備金・配電設備費・水道設備費等)

※ 上記扶助の支給には**一定の条件**や**上限額**があり、支給できない場合がありますので、福祉事務所のケースワーカーへ**必ず事前に相談**してください。

※ 医療扶助及び介護扶助については、収入等により費用の一部又は全部が自己負担となる場合があります。

【就労自立給付金】

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に、支給できる場合があります。

【進学準備給付金】

生活保護世帯の子どもが、大学や専門学校などへ進学した際に支給されます。

2 保護費のしくみ

保護は原則として世帯を単位として行われます。世帯の状況に応じて、国が決めた最低生活費（世帯員数、年齢、地域によって異なる。）と世帯全体の収入を比べて、足りない分を生活保護費として支給します。

なお、最低生活費には必要に応じて各種加算が付けられます。（「障害者加算」、「児童養育加算」、「介護保険料加算」、「母子加算」など）

$$\text{最低生活費} - \text{収入認定額} = \text{保護費}$$

例 1



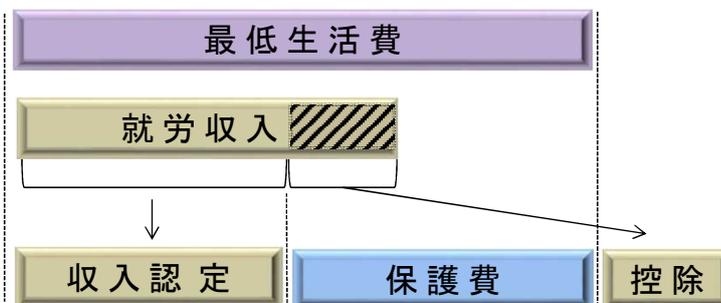
収入が最低生活費を下回る場合、その不足分の保護費が支給されます。

例 2



収入が最低生活費を上回る場合、保護費は支給されず、上回った範囲内で医療費又は介護費の自己負担が発生します。また、上回る状態が続く場合は保護の停廃止を検討します。

例 3



就労で得た収入については、一部控除（≒手元に残る）されます。収入と控除の関係については、次のページに詳しく記載しています。

3 収入

収入とは働いて得た収入、恩給、年金、児童手当、児童扶養手当、仕送り(米、野菜等の品物を含む)、財産収入、預貯金、保険金、不動産売却収入など世帯の全ての収入のことです。

収入申告を適正に行えば、次のような控除(※)や、収入として認定しない取扱いができることがあります。

※控除＝収入認定の対象外となる部分。控除された分は手元に残ります。

| 就労収入に対する控除 | |
|---|--|
| 基礎控除 | 就労にかかる必要経費として一定の金額が控除されます。 例 50,000円のアルバイト収入を得た場合、約18,000円が控除されます(年度により控除額に変動あり)。 |
| 必要経費 | 社会保険料、雇用保険料、交通費、税金等 |
| 新規就労控除 | 新規に就労したため特別の経費を必要とする方については、一定の要件に該当する場合、一定額が控除されます。 |
| 20歳未満控除 | 未成年者が就労した場合、基礎控除や通勤交通費、社会保険料などの必要経費のほかに、一定額が控除されます。 |
| 高校生のアルバイト収入 | |
| <p>高校生のアルバイト収入も世帯の収入として認定されますので、きちんと申告してください。ただし、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、クラブ活動費、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定されません。</p> | |

※ その他、自立更生(生活の向上)のために充てられると認められるものについても収入として認定されない場合がありますので、申告するときにご相談ください。

※ 故意に収入の申告をせずに、不正に保護費を受給した場合は、上記の各種控除が受けられず、未申告収入の全額について返還を求められます。悪質な場合は刑事告発の対象になります。

また福祉事務所では、収入申告額が適正か確認するため就労先の会社などから申告される「所得証明書」を役場から取り寄せ、照合しています。

4 保護費の支給

保護費は、毎月5日に支給されます。支給日が、土曜日、日曜日、祝日の場合はその前の開庁日となります。

支払い方法は、原則、口座振り込みですが、世帯の状況により町村役場や福祉事務所で支給されることもあります。

●生活保護を受けたら●

- 1 生活保護を受けている間は、国民健康保険は使えませんので、被保険者証を速やかに町村役場へ返してください。
- 2 勤め先や親族の扶養による健康保険証は引き続き使えます。健康保険証が使用できなくなった場合や新たに健康保険に加入した場合は、ケースワーカーにお知らせください。
- 3 国民年金保険料、税金、NHK受信料などが減免されることがありますので、町村役場又は福祉事務所にご相談ください。

●生活保護を受ける方の権利●

生活保護を受ける方には、次のような権利が保障されます。

- (1) 条件を満たせば、全ての方が平等に生活保護を受けられます。
- (2) 正当な理由なく、保護費の減額や生活保護を受けられなくなるようなことはありません。
- (3) 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※ 生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に県知事に対して審査請求(不服申立て)することができます。

●生活保護を受ける方の義務●

1 生活上の義務

- (1) 働ける人は能力に応じて働いて収入を得なければなりません。
- (2) 病気の方は、医師の指示を守り、病気療養に努めてください。
- (3) 支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めてください。
(パチンコ、スロットマシン、飲酒などでの浪費はいけません。)
- (4) 住宅の家賃、給食費や教材費などはそれぞれの目的のために支給しているものですから、滞納がないようにしてください。

2 各種届出の義務

生活保護を受ける方は全ての収入を福祉事務所に届け出なければなりません。また、生活状況に変化があったときにも、必ず届け出をしてください。次のような場合は、ケースワーカーに届け出てください。

(1) 収入があったとき

◎ 賃金・給料、ボーナス、退職金など

※ 高校生や受験浪人のアルバイト収入も申告しなければなりません。

世帯主（保護者）が責任をもって申告してください。

◎ 傷病手当金、雇用保険金、労災保険金、生命保険金など

◎ 年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、奨学金など

◎ 仕送り、見舞金、慰謝料などの臨時収入、その他あらゆる収入

※ 保護受給中の借金も全て収入になります。

※ 収入のうち福祉事務所から事前の承認があれば、収入として認定しない

取り扱いができる場合があります。

(2) 世帯や生活に変わったことがあったとき

◎ 転入、転出、出産、死亡など世帯員数が変わったとき

◎ 就職、失業、転職、進学したとき

◎ 家賃、地代が変わったとき（転居するときは事前に相談してください。）

◎ 入院・退院したとき

3 指導指示に従う義務

福祉事務所では、義務を果たしていないと認められる場合や、生活の維持・向上、その他保護の目的達成のため、必要なときには、指導指示又は検診命令を行います。この指導等に従わない場合、保護の変更、停止又は廃止が行われることがあります。

● 病院に行くとき ●

- 1 病気やケガなどのため医師にかかるときは、町村役場又は福祉事務所で「診療依頼書」を受け取り、病院へ行ってください。継続して通院するときは毎月、診療依頼書をもって、月初めの通院日に病院へ提出してください。
また、勤め先の健康保険証をお持ちの方は、診療依頼書と一緒に病院の窓口へ提出してください。
なお、同じ病気で、2か所以上の病院を受診しないでください。
- 2 休日や夜間などに急病で医師にかかるときは、保護決定通知書又は保護変更通知書で保護を受けている証明ができますので、病院の窓口で見せてください(次の日に必ず役場か福祉事務所に届け出てください。)
- 3 受診する医療機関は、原則として居住地から近いところを利用してください。
- 4 病院受診などの際に交通費を必要とする場合、医師の所見のもと、移送費を支給できる場合がありますので、事前にケースワーカーにご相談ください。
- 5 交通事故などで加害者からケガをさせられた場合は、速やかにケースワーカーにお知らせください。
- 6 収入等によっては、医療費の一部又は全部が自己負担となる場合があります。自己負担が発生する場合は、医療機関窓口で速やかに支払ってください。

お薬の処方について、平成30年10月からジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用が原則化されました。ジェネリック医薬品は、従来の薬品と同じ効能、安全性が認められた安価なお薬です。ご理解いただきますようお願いいたします。疑問がある場合は、医師、薬剤師またはケースワーカーまでご相談ください。

※治療材料(補装具等の治療用装具、眼鏡等)の給付を受けたいとき、施術(柔道整復、あん摩・マッサージ・はり・きゅう)を受けたいときは、事前にケースワーカーにお知らせください。

● 介護サービスを受けるとき ●

介護保険法による介護サービス(住宅改修、福祉用具購入を含む)を利用したい方は、事前にケースワーカーまたはケアマネージャーにご相談ください。

●保護費の費用返還と費用徴収・罰則●

1 費用返還

資力があるにもかかわらず保護を受けたときや次のような場合などには、既に支給された保護費(★)の範囲内で、福祉事務所の定める額を返還しなければなりません。

- ① 土地、建物、車などを売却したとき
- ② 年金や手当などをさかのぼって受給したとき
- ③ 生命保険を解約したり、保険金を受け取ったとき
- ④ 事故などによる損害賠償金を受け取ったとき

※ なお、自立助長の観点から返還を一部免除できる場合がありますので、事前にご相談ください。



2 費用徴収・罰則

不正な手段(収入がありながら申告しなかったり、少なく申告したときや嘘の申請など)により保護を受けたり、または他人に受けさせた者は不正受給として、それまで支給された保護費(★)の範囲内で不正受給した額の全額、または一部を徴収されます。悪質な場合は、徴収金加算(10%~40%)がつくことがあります。また、生活保護法や刑法によって厳しく処罰される場合があります。

(★)「(既に・それまで)支給された保護費」とは

実際に支給された保護費だけではなく、現物給付された医療扶助や介護扶助等も含みます。

医療扶助については、医療費の10割(勤め先の健康保険に加入している方は3割)が対象となります。

●海外渡航について●

海外渡航について、遊興を目的とした海外旅行であれば渡航費用のための金銭は収入認定されます。ただし、次のような場合は収入認定しない取扱いもできますので、事前にご相談ください。

- ① 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参り
- ② 修学旅行
- ③ 公的機関が主催する文化・スポーツなどの国際的な大会への参加(選抜又は招待された場合に限る。)
- ④ 高等学校などで修学しながら保護を受けることができるとされた方の海外留学であって世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

くるま　しよゆう　うんてん 車を所有したい運転することはできません！

生活保護を受けている方は、車を所有したり、ほかの人の車を借りて運転することは認められません。

なぜなら生活保護は、生活に困っている方の最低生活を保障する制度です。生活保護のお金では、

- 1 車は高価なので買う余裕がない
- 2 毎月の燃料費が負担できない
- 3 車検・自賠責や任意保険加入に費用がかかる
- 4 車の修理費は、とっぴな支出となり負担になる
- 5 事故を起こした場合、医療費が自己負担になる



など、とても生活に負担がかかります。

また、保護を受けていない住民からの誤解を招くこととなります。

もし、車を所有したり、借りて運転していることがわかった場合は、指導の対象となり、保護を停止したり廃止したりすることがあります。スーパーの買い物などでの使用もできません。

ただし、次の場合などは所有、使用が認められることもありますのでケースワーカーに相談してください。

- 1 自営業(運送業・配達など)に使う場合
- 2 車以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することが極めて困難で、その所有が社会的に適当と認められる場合
- 3 障害者が通院などで、利用し得る公共の交通機関が全くないか、又は公共の交通機関を利用することができず、車以外に通院などが極めて困難な場合

※125cc以下のオートバイは一定の要件のもと保有が認められます。

相談・支援を行う機関

福祉事務所では、役場など関係機関と一緒にみなさんが自分たちの力で生活できるように手助けします。心配ごとやわからないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

① 町役場

| | | 福祉担当課 | 保健担当課 | 年金担当課 |
|---|------|--------------------|---------------------|--------------------|
| 1 | 竹富町 | 福祉支援課 0980-83-7415 | 健康づくり課 0980-82-7519 | 町民課 0980-83-2574 |
| 2 | 与那国町 | 長寿福祉課 0980-87-3575 | 長寿福祉課 0980-87-3575 | 長寿福祉課 0980-87-3575 |

② 社会福祉協議会

| | 名称 | 電話番号 | 住所 |
|---|-------------|--------------|---------------|
| 1 | 竹富町社会福祉協議会 | 0980-84-3302 | 石垣市美崎町11-1 2階 |
| 2 | 与那国町社会福祉協議会 | 0980-87-2471 | 与那国町与那国255 |

③ その他

| | 名称 | 電話番号 | 住所 |
|---|---------|---------------|------------------|
| 1 | 石垣年金事務所 | 0980-82-9211 | 石垣市登野城55-3 |
| 2 | 法テラス沖縄 | 050-3383-5533 | 那覇市楚辺1-5-17 2・3F |

皆さんの相談相手

福祉事務所には、「ケースワーカー」と呼ばれる地区担当員がいます。
皆さんが生活保護を受けている間、いろいろなことについて相談を受け、皆さんと一緒に考えて助言や指導をします。
また、生活状況の確認のために定期的に家庭訪問をします。

氏名

TEL

皆さんがお住まいの地区には、「民生委員」がいます。
生活に困っている方の見守りや相談に乗ってくれます。
福祉事務所と協力関係にあります。

氏名

TEL

各町村の役場には、「生活保護の係員」がいます。
役場で生活保護の相談や申請を受け付け、福祉事務所に連絡してくれます。

氏名

TEL

◎ 相談内容は、個人の秘密として法律で固く守られますのでお気軽にご相談ください。

—メモ—